

「入管収容は最後の手段としてのみ使用し、代替措置を追及すること」（GCM 目的13）

2018年に日本を含む152か国の賛成により採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト（GCM）」は、収容代替措置（Alternative to Detention、以下ATD）についてこのように定めています。実際、多くの国では、外国人を収容する際の要件が定められており、その要件に該当しない者について、収容施設外での生活を認める措置＝ATDが実施されています。加えて、保護者のいない子どもや女性、元受刑者など、特定のグループに特化したプログラムを実施している国もあります。

この調査では、各国で行われているATDのうち、ケースワークや生活支援に力を入れているものに着目して、制度の比較を行いました。なお、今回の調査は難民申請者ではなく、外国人一般に関する収容制度を対象としています。難民申請者については、その国でどのような処遇が行われているか（難民申請中の在留資格のあり方、住居提供の有無、退去強制手続きとの関係など）によって収容のあり方が異なり、国や地域によっては、難民申請者をそもそも収容の対象として想定していない場合もあります。

【収容代替措置とは²】

「国際拘禁連盟（International Detention Coalition、以下IDC）³」は、ATDを「人々を、移民に関連する理由で収容しないための法、政策、運用」と定義しています。また、最も有効なATDのあり方として、CAP（Community Assessment and Placement）モデル、すなわち、「自由権」及び「最低基準」の遵守を包括的原則とし、「身元特定と意思決定（スクリーニングとアセスメント）」「居住オプション（条件なし～条件あり～最終手段としての収容）」「ケース・マネジメント（支援や事案の解決）」を行う措置を提唱しています。例えば、日本における仮放免は、収容を一時的に解く制度であるとはいえ、自由権や最低基準、ケース・マネジメントといった観点が含まれておらず、CAPモデルとは相容れないものであると言えるでしょう。本調査では、CAPモデルを踏まえつつ、ATDのあるべき姿を考えるにあたり特筆すべき制度を紹介しています。

1. 調査結果概要

（1）主要国におけるATD実施状況（地域別）⁴

地域	ATD実施状況
アジア太平洋	オーストラリア、香港、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、タイなどで実施
ヨーロッパ	EU27か国中25か国やイギリスで実施もしくは関連する取り組みあり
アフリカ	32か国で関連する取り組みあり
アメリカ	カナダ、アメリカなどで実施

¹ 本調査は、特定非営利活動法人 なんみんフォーラム（<http://frj.or.jp/>）の協力で実施しました。

² International Detention Coalition “There are Alternatives” [<https://idcoalition.org/wp-content/uploads/2015/10/There-Are-Alternatives-2015.pdf>] (30 Sep. 2020) より。

³ オーストラリアを拠点に活動する国際ネットワークNGO。100か国400以上の個人・団体が加盟し、ATDに関するアドボカシーや調査研究、キャパシティ・ビルディングなどを実施している。

⁴ [Asylum Information Database](#)の2019年版各国レポート、[Global Detention Project](#)、International Detention Coalition “There are Alternatives: Africa”、その他IDCウェブサイトによる。

(2) 各国制度比較

国	ATD実施	制度名	コミュニティや民間による支援	国の費用負担の有無	対象
オーストラリア	◎ (※1)	Community Detention	○	有	被收容者
カナダ	○	ATD Community Programming	○	有	被收容者
ドイツ	△ (※2)	Youth Welfare Services	—	—	保護者のいない子ども
日本	○	空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関する事業	○	無	庇護希望者（空港）
イギリス	○	①Action Access - Community Engagement Pilot ②Community Support Project	○	有	①収容前・収容中の女性 ②元受刑者
アメリカ	△	Intensive Supervision Appearance Program	—	—	18歳以上の被收容者

◎＝法律に規定あり、○＝法律に規定なし、△＝実施されているがNGO等より批判あり or 限定的な実施、—＝実施されていない

※1：難民申請者など地位がまだ確定していない非正規滞在者については、Bridging Visa という一時的な在留資格が与えられる。
 ※2：必要な書類を用意することができない、もしくは出身国での紛争といった理由で帰国をすることができない非正規滞在者には、「Duldung (toleranceの意)」と呼ばれる書類が発行される。「Duldung」保持者は、国が指定する地域に居住し、移動の際は許可を得なければならない。また、1年が経過すると、就労権を得て、社会的サービスを受けることができるようになる。加えて、難民申請者はレセプションセンターで、申請から3か月間支援を受けながら生活し、その後、民間の宿泊施設等に居住する。よって、収容の対象にならない。

(3) ATD対象者に課される条件について（下記のいずれかもしくは複数が課される）

	(定期的な)出頭	住居の指定	住所の報告	出国手続への協力・カウンセリング	電子モニタリング／タグ	書類（パスポート）の提出・放棄
オーストラリア	○	◎	—	—	—	—
カナダ	○	—	○	○	(※)	—
ドイツ	◎	◎	—	◎	—	◎
日本	◎	◎	—	—	—	—
イギリス	◎	◎	—	—	◎	—
アメリカ	◎	—	—	—	○	—

◎＝法律に規定あり、○＝法律に規定なし、—＝実施されていない

(※) Electronic Supervision program と呼ばれ、通常のATDを補完する形で行われる。

2. 各国制度詳細

【目次】

- (1) コミュニティモデルを実施している国：オーストラリア、カナダ 3
- (2) 特定のグループに特化したATDを実施している国：イギリス、ベルギー、日本 5
- (3) 民間が積極的な役割を果たしている国：香港、オランダ 7
- (4) 難民申請者について特徴的な制度がとられている国：ドイツ、スウェーデン 8

(1) コミュニティモデルを実施している国

IDCは、ATDの実施にあたって「基本的ニーズを満たすことができる」「身分が証明されている」「法的助言や通訳を確保できている」「ケース・マネジメントを行うことができる」といった要件を満たすコミュニティの活用を提唱しています。オーストラリアやカナダなどでその実践が見られました。

【オーストラリア】

コミュニティ収容 (Community Detention/Residence Determination)

概要：2005年開始。被収容者に対して、収容施設の外（コミュニティ）内の特定の住居で暮らすことを認める措置。この間、被収容者は法的には「収容中」との扱い。国が費用を負担し、コミュニティや教会組織が支援を行う。IDCの調査によると、1日あたりの1人分の収容コストが655オーストラリアドルであるのに対し、収容代替措置のコストは8.80～38オーストラリアドルである。

対象者の権利・生活保障：対象者は、政府によって指定された地域において、コミュニティが運営をする住居で生活をする。就労することはできないが、SRSS (Status Resolution Support Services) を受けることができ、これには金銭的支援、法的支援、教育や医療へのアクセス、ケースワーカーによる支援などが含まれる。SRSSは、国と契約した「プロバイダー」と呼ばれる支援団体によって提供される。

条件：当局への定期的な出頭、指定された住居での生活。

法律：1958年移民法セクション197など

実施状況・成果：2020年5月末時点で843人に実施。うち282人が18歳未満で、339人が730日を超えてコミュニティ収容に置かれていた。

補足：ブリッジングビザ (Bridging Visa) について

概要：外国人の地位に関する手続・課題が解決するまでの間に与えられる一時的な在留資格。収容による身元の確認や健康、セキュリティ・チェックが完了すると、難民申請者の多くがブリッジングビザを付与され、収容施設から解放される。その中で自立して住むことが困難と思われる人には上述のコミュニティ収容が適用される。

対象者の権利・生活保障：コミュニティ収容の場合を除き、就労をすることができる。

条件：出頭や就労制限等が課せられる場合がある。

【カナダ】

ATDプログラム

概要：移民難民保護法によって収容されている者全てが対象で、カナダ国境サービス庁（Canadian Border Service Agency, CBSA）もしくはカナダ移民難民委員会（Immigration and Refugee Board, IBA）が、送還の執行及び収容のすべての段階において、収容代替措置に関する検討を行う。対象者の特性や逃亡のリスクの程度に応じた複数の措置が実施されており、それらを総称して「ATDプログラム」と呼んでいる。2011年の調査によると、1日あたりの1人分の収容コストが179カナダドルであるのに対し、収容代替措置のコストは10～12カナダドルであった。

目的：ATDに関するカナダ政府執行ガイドラインではATDの目的として、①公正かつ「収容は最終手段としてのみ用いられる」という包括的な原則に沿って各事案を取り扱うことや、②カナダの入管収容制度の統一性を維持することなどを挙げている。

条件：収容代替措置対象者一般に課せられる条件として、以下が挙げられる。

- CBSAへの現住所の報告
- 犯罪、有罪判決の報告
- 身元の確認や渡航に関する文書の取得への協力
- その他、当該外国人に特有のリスクに応じた条件が、当局職員によって課される場合がある（CCMS、電子監督プログラム参照）

法律：移民難民保護法セクション56-61

ATDプログラムの種類

- | | | |
|----------|--|---------------------------------|
| 1 | ATD Community Programming | コミュニティ・プログラム |
| 1.1 | Deposits and Guarantees | 保証金または保証人による放免 |
| 1.2 | In-Person Reporting | 定期的な出頭など条件による放免 |
| 1.3 | Community Case Management and Supervision (CCMS) Program | コミュニティ・ケース・マネジメント・監督（CCMS）プログラム |
| 2 | Electronic Supervision Programs | 電子監督プログラム |

CCMSプログラム（1.3）

概要：保証人がいない、もしくは保証人はいるが、収容を解くにあたってのリスクを緩和するための支援が必要な人が対象。サービス・プロバイダーと呼ばれる、国と契約した民間団体が支援を行う。2018年時点で、John Howard Society of Canada、Toronto Bail Program、Salvation Army の3団体と契約をしている。

目的：ATDに関するカナダ政府執行ガイドラインによると、CCMSにおける支援は、身体・精神的健康や、依存症に関連した条件違反のリスクを削減すること、加えて、住居に関する支援や子どもや家族を対象とした支援といった、既存のコミュニティリソースと個人をつなげることを主な目的としている。

対象者の権利・生活保障：対象者は必要に応じて指定された住居に居住し、ケース・マネジメント、心身の健康に関する支援へのアクセス、依存症・薬物乱用に関するカウンセリングや支援、住宅及び就労支援、子育て・家族に関する情報提供などを受けることができる。

条件：対象者には、報告義務が課せられる。また、民間団体は、対象者がCCMSプログラム等によって課せられた条件を遵守していないと判断した場合、CBSAに詳細に報告しなければならない。CBSAはサービス・プロバイダーと連携し、条件違反への対応を検討し、違反の特徴や深刻さ、個人の経歴及び危険度合いに応

じて、より制限的な条件を課すことや、監督（Supervision）の中止、または調査やさらなる処置といった対応を行うことができる。

電子監督プログラム（2）

概要：声紋認証（Voice Reporting）と、電子モニタリング（Electronic Monitoring）の2種類。ただし、電子モニタリングはグレーター・トロント・エリアでパイロットプロジェクトとして実施されているのみである。カナダ政府は、個人がCBSAとコンタクトを取るための追加の選択肢を提供することで、上述のコミュニティ・プログラム（1）を補完し、更に要件違反や逃亡した際の調査を効率的に行うことができるとしている。

（2）特定のグループに特化したATDを実施している国

イギリスでは、被收容者を広く対象にしたATDに加えて、子どもや家族、難民申請者など、特定のグループを対象に、多彩なATDを実施している。また、ベルギーや日本などでは、特定のグループに特化したATDのみが実施されている。

【イギリス】

Action Access - Community Engagement Pilot (2018-2020)

概要：イギリス内務省が近年行っている收容改革⁵の一環で開始したプロジェクトで、パイロット期間中に最大50名に実施予定。難民申請の結果、庇護が認められず、Yarl's Wood Immigration Removal Centre に收容中、もしくは今後收容される予定で、扶養家族がおらず、違反歴がなく、差し迫った退去の指示がない18歳以上の独身女性が対象。費用は国が負担する。

目的：コミュニティによる支援を受けながら、対象者が外国人の法的地位に関する事案の解決への自発的に関与することを促し、より人道的で費用対効果の高い方法で事案の解決に導くこと。

実施主体：内務省と民間支援団体（Action Foundation）との連携により実施。加えて、プロジェクトの設計やモニタリングにはUNHCRが積極的に関与している。

（参考）イギリス政府とUNHCRの連携：ATDの導入に向けて、UNHCRはイギリス政府への積極的に働きかけを行い、2017年10月20日にはUNHCRとイギリス内務省共同のATD作業グループが設立されている。そしてイギリス内務省、UNHCRおよびカナダとスウェーデンの政府代表者を集めたATDに関する高官級会合が2017年11月に行われ、イギリスがUNHCRのサポートの元、ATDのパイロットプロジェクトを導入することを表明した。

対象者の権利・生活保障：Action Foundation が、コミュニティATDの原則に基づいた地域密着型のケース・マネジメントや住居支援を行う。また、担当職員との毎週の面談を通じて、対象者が難民申請に関するニーズにアクセスできているかどうか、今後について十分な情報に基づいた決定をすることができているか等の確認を行う。

条件：出頭（通常の保釈と同様）

5 被收容者の処遇に関する第三者報告（Review into the Welfare in Detention of Vulnerable Persons A report to the Home Office by Stephen Shaw：第一次2016年、第二次2018年）を踏まえた改善や、被收容者数の削減（2019年時点で2013年比60%減）、收容施設の閉鎖（3か所）などを実施。

Community Support Project (CSP)

概要：犯罪歴がある18歳から30歳の単身男性を対象に、イギリスのNGO、Detention Actionが2014年より実施しているプロジェクト。その対象の多くは、イギリスで長年生活している、子どもやパートナー、親しい家族（その多くが英国国籍保有者）がいる、旅行文書を入手することが難しいといった理由で、退去することが困難な者である。ケース・マネジメントを通じた信頼関係の構築を重視しており、IDCも高く評価している。2016年時点で、収容と比べて83～95%の費用減を達成。

手続：再犯や逃亡のリスク、プロジェクトに積極的に参加できるかどうかといった点について、Detention Actionのコーディネーターがアセスメントを行い、対象者を選定する。続いて、コーディネーターは対象者の保釈を支援し、保釈後のケース・マネジメントプランや、逃亡防止や再犯のリスク管理に関する計画を裁判所に提出する。保釈にあたっては、2016年より内務省との連携も行われている。

対象者の権利・生活保障：在留資格なし。就労することはできない。住居に加えて、いくつかのケースでは、内務省から特定の食料品店で使用可能なカードが与えられる。コーディネーターは、週1回以上の面会を通じて、このような社会・経済的資源が少ない中でとることができるステップの検討や、自尊心の回復をサポートする。また、個別のケースに関して、内務省と協議を行い、課題の解決を行う。

実施状況・成果：2018年7月時点での法令遵守率は90%以上。刑務所を出た者の約半数が12ヶ月以内に再び罪を犯しているのに対し、2018年12月時点で、CSP参加者の93%は再犯していない。これらの成果について、Detention Actionは「適切な支援を行うことによって、最も放免に適さないと政府が考える者であっても、コミュニティで生活することが可能であることを示している」としている。

【ベルギー】

概要：身元の確認や出国に向けた準備、もしくは難民認定手続（迅速処理）の間に、収容代替措置が実施される。18歳未満の子どもがいる家族のうち、①出国前、②国境で庇護申請をした、③ダブリン規則対象者のいずれかに該当する者が対象。実施主体は政府で、費用は政府とEU帰還基金が負担する。2012年時点で1日あたりの1人分の収容コストが180～190ユーロであったのに対し、収容代替措置のコストは90～120ユーロであった。

対象者の権利・生活保障：国が所有・運営をするアパートなどで生活をする。これらの施設は「オープンファミリーユニット」と呼ばれ、2013年末時点でベルギー各地に135人分を設置。法的には「収容施設」との扱いではあるが、施設は夜間のみで、管理人は常駐していない。入国管理局から派遣された「コーチ」が施設を来訪し、事案の解決あるいは帰還に向けた支援を行う。対象者は生活手当（毎週）、食料支援、生活用品の支援、医療支援などを受けることができ、子どもは地元の学校に登録される。

条件：出頭（法律上定められているが、実際は運用されていない）や住居の指定。移動の自由はあるが、家族のうち1人は常に施設にいなければいけないといった制限が課せられる。

実施状況・成果：2008～2011年に対象となった217家族のうち、80家族が自主帰還、8家族のみ強制送還、69家族は放免され、48家族は逃亡。ユニットへの平均滞在期間は24日だった。

【日本】

空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関する事業

概要：日本の空港において難民としての庇護を求めた者が対象。2012年2月の法務省・日本弁護士連合会（日弁連）・なんみんフォーラム（FRJ）の覚書に基づく。試行期間を経て、2014年より本格実施。空港で庇護を希望する者について、法務省とFRJが協議の上、受入れ可否を決定。受入れ可の場合は、法務省が一時

庇護、仮滞在、仮放免のいずれかでその者を放免し、FRJが提供する住居で生活をする。国による費用負担なし。

対象者の権利・生活保障：FRJまたは加盟団体が所有するシェルターなどで生活し、ケースワークを行う。FRJが食料や医療へのアクセス、カウンセリングといった生活支援を担当し、日弁連が法的支援を担当する。在留資格の有無や就労可否は、放免の方法や難民認定手続の状況によって異なる。

条件：一時庇護上陸許可、仮滞在、仮放免の条件に準ずる。

法律：特に定めなし。

実施状況・成果：2019年10月までに26件38名。逃亡した者はいない。

（３）民間が積極的な役割を果たしている国

ケースワークにおいて政府と民間の連携が活発に行われている国として、香港やオランダなどが挙げられる。

【香港】

概要：2006年開始。難民申請者と拷問禁止条約に基づく在留資格を申請している者を対象に、NGO（国際社会事業団香港支部）が実施。国が費用（1人あたり1日109香港ドル）を負担する。

対象者の権利・生活保障：指定の月額家賃を超えない範囲で、対象者が民間の宿泊施設を自由に選択して居住することができる。国際社会事業団香港支部が、生活水準の定期的な確認や、支援物資等の提供や医療支援といったケースワークを行う。なお、ケースワーカーは対象者の法令遵守に責任をもたないが、違反などが明らかになった場合は、当局に報告しなければならない。

条件：月に1回ほど入国管理局に出頭・報告

実施状況・成果：対象者の法令遵守率は97%

【オランダ】

概要：帰還支援の一環として、退去強制令書を発付された者や超過滞在者を対象に行われる。技術の取得を通じて、帰還を前にした対象者のエンパワメントや自立を目指す。国が主に費用（1人あたり6,000ユーロ）を負担する。

対象者の権利・生活保障：地元のNGOがケースワークを行う。ビジネスや技術の取得に向けたトレーニング、基本的ニーズを満たすための支援、必要な社会心理的サービスの紹介といったプログラムを実施。

条件：対象者によって異なり、定期的な報告、保証金の納付（外国人の財政状況によって金額が決定される）、警察への書類の預託、居所の指定といった措置のいずれかまたは複数が課せられる。

実施状況・成果：2014年9月時点で、プログラムに参加した者の半数以上が帰還をしている。

(4) 難民申請者について特徴的な制度がとられている国

ドイツやスウェーデンなどでは、すべての難民申請者が原則として国が指定・運営する住居で暮らしており、難民申請者は基本的に収容されていないと言える。ここで紹介するATDは、難民申請者以外、もしくは庇護されなかった者を対象にしたものである。

【ドイツ】

概要：ドイツからの出国が要求されている者や、保護者のいない未成年等、特定のグループに分類される者が対象。ATDに関する決定は、州政府の職員または一部の州の場合は「出国施設」の職員が原則として行う。

条件：州によって異なり、以下のいずれかが課される。

- 出頭：外国人当局への定期的な出頭。加えて、3日以上居住地区を離れる場合の当局への報告。
- パスポートまたは渡航文書を放棄する義務：出国を言い渡されている個人のパスポートを、外国人当局が出国の時まで保管する。
- 居所の指定：外国人当局によって指定された施設や住所での居住。一部の州（Bavaria, Lower Saxony, Schleswig-Holstein）では「出国施設」が利用される。
- 特定の地域への移動：保護者のいない未成年など特別な支援を必要とする者は、そのような支援を行うことができるケースワーカーやNGOなどがある地域や施設に移送される。
- 出国者向けのカウンセリングへの参加

法律：滞在法セクション46や61などに関連する規定あり。

参考：難民申請者の処遇について

ドイツの庇護希望者は、通常⁶、初期レセプションセンター（IRC）に6週間以上滞在し、基本的な物資の現物支援を受けながら生活する。IRCでの滞在は、庇護希望者に難民の地位または一時的保護が認められた場合、庇護希望者がドイツで結婚を理由として居住を許可された場合、確定した退去強制命令を受けているものの、当面の間、これを執行できる見込みがない場合、または、どのような場合であれ、保護申請が提出されてから3ヵ月以内には終了する。その後、庇護手続きの完了を待っている庇護希望者は、通常、市町村との契約に基づいて民間企業や慈善団体が運営する開放型集合住宅センター（CAC）、または民間の宿泊施設に移送される。

参考：送還をすることができない者の処遇について

送還をすることができない外国人は、特別滞在資格と「Duldung（寛容の意）」という書類を取得することができる。Duldungは、出国する義務があるものの、現時点でできないことを証明する書類であり、パスポートがないことや自国で紛争が起きているなど、移動を妨げる行政上の障壁を含むさまざまな理由で付与される。一年が経過すると、Duldung保持者は制限付きの就労権とドイツ国民がもらう失業手当の40%の額にあたる基本的な社会保障を受けることができるようになる。社会福祉の負担を州全体に分散させるため、Duldung保有者は指定された地域で暮らし、移動の際は許可を得る必要がある。

⁶ ベルリン、ハンブルク、ブレーメンの「都市州」では、庇護希望者はIRCを経ることなく、基本的に集合宿泊施設や民間住宅に直接入居する。

【スウェーデン】

監督 (Supervision)

概要：収容対象者全てが対象。ただし、当局が逃亡の可能性が非常に高いとみなした者については、監督ではなく、収容がより適切な手段とされる。ATDに関する決定は、多くの場合、移民庁、警察、そして移民裁判所のいずれかが行う。期間は6か月で、延長することができる。

条件：最寄りの警察当局または移民庁への出頭。対象者のパスポートまたはその他の身分証明書の放棄が求められる場合もある。

実施状況・成果：2013年時点で、計405人が当該措置の対象となっていた。その多くは、難民不認定となった者である。

参考：難民申請者の処遇について

概要：難民申請者は、まずレセプションセンター（開放型処遇施設）に入居する。そこでは登録及び健康等のニーズに関するスクリーニングが行われ、身分証明書が発行される。数週間後、難民申請者はアパートなどに入居し、生活費の支援などを受けながら生活をする。

ケースワーク：登録された難民申請者1人につきケースワーカー2人が割り当てられる。うち1人は難民認定手続を担当し、インタビューを行い、移民当局による決定の準備を行う。もう1人は日常的なニーズ（日当、特別手当、学校、住居など）に関する疑問に対応し、必要に応じて申請者の医療ケア、カウンセリング、その他のサービスを紹介し、サポートする。

3. 出典

【オーストラリア】

- Australian Human Rights Commission “Alternatives to Detention” [<https://humanrights.gov.au/our-work/asylum-seekers-and-refugees/alternatives-detention>] (30 Sep. 2020).
- Asylum Insight “Immigration Detention” [<https://www.asyluminsight.com/detention#.XwQCLCj7Q2w>] (30 Sep. 2020).
- Asylum Seeker Resource Center “Community Based Processing: Policy Statement” [<https://www.asrc.org.au/policies/community-based-processing/>] (30 Sep. 2020).
- Department of Home Affairs “Immigration Detention and Community Statistics Summary” [<https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/immigration-detention-statistics-31-may-2020.pdf>] (2 Oct. 2020).
- Department of Home Affairs “Status Resolution Service” [<https://immi.homeaffairs.gov.au/what-we-do/status-resolution-service/status-resolution-support-services>] (2 Oct. 2020).
- International Detention Coalition “There are Alternatives” [<https://idcoalition.org/wp-content/uploads/2015/10/There-Are-Alternatives-2015.pdf>] (30 Sep. 2020).
- Marshall et al. “Community detention in Australia: a more humane way forward,” *Forced Migration Review* [<https://www.fmreview.org/detention/marshall-et-al>] (30 Sep. 2020).

【ベルギー】

- European Migration Network “The Use of Detention and Alternatives to Detention in the Context of Immigration Policies in Belgium” [https://emnbelgium.be/sites/default/files/publications/be_report_emn_study_detention_and_alternatives_to_detention_2014_-_final.pdf] (30 Sep. 2020).
- International Detention Coalition “Alternatives to Detention in Belgium” [<https://idcoalition.org/alternatives-to-detention-in-belgium/>] (30 Sep. 2020).
- UNHCR 「オプションペーパー1 子どもと家族のためのケアと収容代替措置にまつわる政府のためのオプション(2015 [2019 年改訂版]) P18 より」 [<http://www.moj.go.jp/content/001318372.pdf>] (2020年9月30日)。

【カナダ】

- Canada Border Services Agency, “Alternatives to Detention: Questions and Answers,” [<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/security-securite/detent/qa-qr-eng.html>] (11 Aug. 2020).
- Edwards, A. “Back to Basics: The Right to Liberty and Security of Person and ‘Alternatives to Detention’ of Refugees, Asylum-Seekers, Stateless Persons and Other Migrants,” [<https://www.unhcr.org/4dc949c49.pdf>] (27 Oct. 2020).
- Government of Canada, “Alternatives to Detention Program,” [<https://www.canada.ca/en/border-services-agency/news/2018/07/alternatives-to-detention-program.html>] (11 Aug. 2020)
- Government of Canada “Operational instructions and guidelines ENF 34: Alternatives to Detention,” [<https://www.canada.ca/content/dam/ircc/migration/ircc/english/resources/manuals/enf/enf34-eng.pdf>] (11 Aug. 2020).

【ドイツ】

- AIDA “Alternative to Detention Germany” [<https://www.asylumineurope.org/reports/country/germany/detention-asylum-seekers/legal-framework-detention/alternatives-detention>] (30 Sep. 2020).
- European Migration Network “The use of detention and alternatives to detention in Germany” [https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/networks/european_migration_network/reports/docs/emn-studies/11a-germany_detention_study_september2014_en.pdf] (30 Sep. 2020).
- UNHCR 「オプションペーパー 2：開かれた処遇と収容代替措置に関する政府のオプション」 [<http://www.moj.go.jp/content/001318372.pdf>] (2020年9月30日)。

【香港】

- International Detention Coalition “There are Alternatives” [<https://idcoalition.org/wp-content/uploads/2015/10/There-Are-Alternatives-2015.pdf>] (30 Sep. 2020).
- UNHCR 「オプションペーパー 2：開かれた処遇と収容代替措置に関する政府のオプション」 [<http://www.moj.go.jp/content/001318372.pdf>] (2020年9月30日)。

【日本】

- なんみんフォーラム「日本の空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関する事業の実施状況について」 [<http://frj.or.jp/news/wp-content/uploads/sites/2/2019/12/3bc1b21c59c434d60c423329a075a574-1.pdf>] (2020年10月1日)。
- 法務省入国管理局・日本弁護士連合会・なんみんフォーラム「空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関するパイロットプロジェクト事業報告書」 [<http://frj.or.jp/news/wp-content/uploads/sites/2/2019/03/2a0c3b232a42d9e89d6d4715133b1aab.pdf>] (2020年10月1日)。

【オランダ】

- International Detention Coalition “Alternatives to Detention in the Netherlands” [<https://idcoalition.org/alternatives-to-detention-in-the-netherlands/>] (30 Sep. 2020).
- UNHCR 「オプションペーパー 2：開かれた処遇と収容代替措置に関する政府のオプション」 [<http://www.moj.go.jp/content/001318372.pdf>] (2020年9月30日)。

【スウェーデン】

- European Migration Network “The use of detention and alternatives to detention in the context of immigration policies in Sweden” [https://ec.europa.eu/home-affairs/sites/homeaffairs/files/what-we-do/networks/european_migration_network/reports/docs/emn-studies/27a-sweden_detention_study_august2014_en.pdf] (1 Oct. 2020).
- International Detention Coalition “Alternatives to Detention in Sweden” [<https://idcoalition.org/alternatives-to-detention-in-sweden/>] (1 Oct. 2020).

【イギリス】

- Action Foundation “Action Access” [<https://actionfoundation.org.uk/projects/action-access/>] (30 Sep. 2020).
- Detention Action “Community Support Project” [<https://detentionaction.org.uk/community-support-project/>] (30 Sep. 2020).
- Detention Action “DETENTION DOESN'T WORK FOR ANYONE: WE NEED ALTERNATIVES” [<https://detentionaction.org.uk/2018/07/31/detention-doesnt-work-for-anyone-we-need-alternatives/>] (30 Sep. 2020).
- Detention Action “Without Detention: Opportunities for Alternatives” [<https://detentionaction.org.uk/wp-content/uploads/2018/08/Without-Detention.pdf>] (30 Sep. 2020).
- GOV.UK “New pilot schemes to support migrants at risk of detention” [<https://www.gov.uk/government/news/new-pilot-schemes-to-support-migrants-at-risk-of-detention>] (30 Sep. 2020).
- International Detention Coalition “Immigration Detention Reform in the UK: 2009-2019” [<https://idcoalition.org/wp-content/uploads/2020/07/UK-Reform-Paper-2020-FINAL.pdf>] (30 Sep. 2020).
- UNHCR “Evaluation of UK Home Office Alternatives to Detention Community Engagement Pilot Series”, Detention Action “DETENTION DOESN'T WORK FOR ANYONE: WE NEED ALTERNATIVES” [<https://detentionaction.org.uk/2018/07/31/detention-doesnt-work-for-anyone-we-need-alternatives/>] (30 Sep. 2020).

【アメリカ】

- Congressional Research Service “Immigration: Alternatives to Detention (ATD) Programs” [<https://fas.org/sgp/crs/homesec/R45804.pdf>] (30 Sep. 2020).
- Refugees International “ALTERNATIVES TO DETENTION AT THE U.S. BORDER ARE HUMANE AND EFFECTIVE” [<https://www.refugeesinternational.org/reports/2019/9/3/alternatives-to-detention-border>] (30 Sep. 2020).